（その 106）市政運営は公平公正に（2014.7）

５月中旬宮原春夫所長の所へ、「川崎ポートサービスで仲間３人が労働組合を結成したら解雇された。」とＡさんからメールが届きました。

自分たちは賃金未払いと処分解除を求めて裁判をしているが、会社と川崎市の関係について、　会社は川崎市の許可をもらって通船業務を長年独占的にやっている。岸壁使用料を払っていない、川崎市から借りている土地に不法投棄をしている。さらに会社は脱税をしている等を訴えても川崎市は何の指導もしないので納得できないというものでした。

早速、川崎市港湾局の担当者に対して質問書を提出したところ、千鳥町１５１７に事務所を貸していること、小型船６隻の停泊を認めているが長年の慣行で岸壁使用料は無料だということ、不法投棄と言われても川崎市が掘り返して訴えられると困る。脱税しているかどうかは税務署の管轄で市としては調査権限がない。とまったく調査しようとしない内答でした。

**管理者は港湾局、指導すべき**

宮原所長は「港湾地域の管理者は川崎市港湾局にあり、そこで働く労働者が首を切られて裁判まで起こしている会社に何の指導も出来ないことは納得できない」「市が貸している土地に不法投棄していると告発されても警察からの依頼がない以上掘り出すこともできないとの弱腰は癒着しているといわれても仕方がないと思う」「港湾地域は川崎市民の税金で作られたところであり、一部の会社に優遇するようなことは公平公正な市政運営に反する」と宮原所長は、「市民の声より企業の立場では納得できない」と今後も調査するとしました。